

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101 号）第26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 6 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
里波見・中波見・梅ヶ谷・奥波見
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成29年2月28日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
法人 0 経営体  
個人 8 経営体  
集落営農（任意組織） 2 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
基盤強化法による利用権設定を基本に、農地中間管理機構も活用しながら、農地流動化を図る。
6. 地域農業の将来のあり方  
4 集落の関係者等（農家組合、中核的担い手、販売農家、新規就農希望者、中山間多面的取組代表者、機械利用組合、農業委員等）による話し合いの場「養老波見地域農業会議（仮称）」を設置し、集落営農組織のあり方など 4 集落の課題の解決に向けた話し合いを継続する。  
  
**【農業を元気にするために】**  
農地の引き受け手の強化、新規就農者が必要。儲かる農業を目指す。  
・中山間地域等直接支払交付金事業の活用  
**【次世代に継承するために】**  
中核的担い手への農地集積、集落営農組織の強化  
・多面的機能支払交付金事業の活用  
**【今後の取組】**  
新たな農業者の育成、他集落との連携、6次産業化の推進  
・新規就農希望者の受け入れ